

様式第3号(第9条関係)

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附 属 機 関 等 の 名 称	令和7(2025)年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会		
開 催 日 時	令和7(2025)年1月29日 午後1時30分～午後2時00分		
開 催 場 所	みよし市役所2階 202会議室		
出 席 者	(会長) 酒井 喜市 (会長職務代理者) 島 典広 (委員) 大嶋 重彦、永田 志麻、石井 大、芳賀 真 大澤 和貴、鈴木 政美、深谷 初美、竹谷 玲子 中島 伸介、柴本 大慈 (事務局) 木戸福祉部長、浅井福祉部次長、井川保険健康課長、 沼崎副主幹、野々山主任主査		
次回開催予定日	令和7(2025)年1月31日(金) 午後1時30分～		
問 合 せ 先	保険健康課国保担当 沼崎、野々山 電話番号 0561-32-8011 ファクシミリ番号 0561-34-3388 メールアドレス kokuho@city.aichi-miyoshi.lg.jp		
下欄に掲載するもの	議事録全文 議事録要約	要約した理由	
審 議 経 過	1 あいさつ 2 協議事項 ・令和8年度みよし市国民健康保険税税率について 3 報告事項		
〈会議録〉 井川保険健康課長	時間もまいりましたので、ただいまから「令和7年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を開催します。 それでは、礼の交換をさせていただきます。一同ご起立をお願いします。「一同、礼」ご着席ください。 本日の進行を務めさせていただきます、保険健康課長の井川です。よろしくお願いします。本日の会議につきましては令和7年度第2回とさせていただいております。第1回につきましては、本年7月に開催させていただいておりますのでよろしくお願いします。 なお、本日の会議は約1時間程度を予定しております。 また、この会議は公開となりますので、ご了承をお願いします。 はじめに、委員の交代を報告させていただきます。みよし市民生児童委員協議会の委員改選による委員交代により、令和7年1月29日から前委員の加藤 貴利委員に代わり、大嶋 重彦委員が当協議会の委員としてご承諾いただきました。机の上に委員の委嘱状を配布させていただいております。市長から交付させていただくのが本来ではありますが、時間の都合上、略式交付とさせ		

	<p>ていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>本日は事前に送付させていただいております資料を使用しますが、お持ちでない方がいらっしゃれば、事務局までお知らせください。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、酒井会長より、ごあいさつをいただきたいと思います。会長お願ひします。</p>
酒井会長	<p>こんにちは、年末の大変お忙しい中、寒い中、第2回国民健康保険運営協議会にお集まりいただき本当にありがとうございます。</p> <p>本日は第2回目ということで、愛知県の国民健康保険制度では、県が標準保険税率を市町村ごとに示して、それを参考にして税率を定めることとなります。今後ですが、県の保険税が統一に向かって動いているということになっています。</p> <p>こうした中で、示された標準税率が、市の税率よりかなり高くなっていることから、従来からそうですが、令和6年度の当協議会の答申では、被保険者の著しい負担増にならないように激変緩和という考え方をもって、令和10年度に向けて、県が示す標準保険税率に近づけていく税率改正をすることとしてまいりました。</p> <p>今回も、前年度までの税率改正等を踏まえ、今後の保険税のあり方について協議をお願いしたいと思います。</p> <p>ぜひ皆様におかれましては忌憚のない意見を頂戴することをお願いし、私のあいさつとさせていただきます。</p>
井川保険健康課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお本日は、竹中委員が所用により欠席されていますのでご報告させていただきます。</p> <p>それでは、さっそくですが、ただいまから議事に入らせていただきます。</p> <p>「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第3条第1項の規定により会長が議長を務めることになりますので、酒井会長よろしくお願ひします。</p>
酒井会長	<p>それでは、規定により議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。</p> <p>議事に入れます前に、本協議会が成立している旨のご報告をいたします。</p> <p>本日の出席者は12名であり、「みよし市国民健康保険運営協議会規則」第6条に定める定足数に達しており、本委員会は成立しています。</p> <p>はじめに、本日の議事録記名者の指名をいたしたいと存じます。竹谷委員と中島委員を議事録記名者に指名しますのでお願ひします。</p> <p>なお、議事録は要点記載とし、書記を保険健康課の野々山主任主査にお願いします。</p> <p>それでは議事に入れます。</p> <p>(次第2) 協議事項の「令和8年度みよし市国民健康保険税の税率について」、事務局より説明をお願いします。</p>
沼崎副主幹	<p>それでは、2 協議事項の令和8年度みよし市国民健康保険税</p>

の税率について、ご説明いたします。

着座にて失礼します。

本日は一部の説明について概要のみにさせていただきますのでご了承ください。

本年度も市長より当協議会に対し、「令和8年度みよし市国民健康保険税のあり方について」の諮問を受けております。今回は、令和8年度の本市における国民健康保険税率の見直しの具体的な方向性についてご審議いただきます。

よろしくお願ひします。

それでは、次第の次、A4の資料をお願いします。

ここでは、「本市の国民健康保険の現状」を説明しています。

まず、「国民健康保険税と保険給付費」の推移です。

近年は、国保の被保険者数及び国民健康保険税の収入が減少傾向にあります。その一方で1人あたりにかかる医療費は医療の高度化や高額化などにより増加傾向となっています。

次に、「国民健康保険の県単位化と標準保険税率」についてです。

平成30年度からは、県が県内市町村の国保財政を一括管理する国民健康保険の県単位化が始まりました。県単位化に伴い、市町村は国民健康保険税を主な財源として、県に国民健康保険事業費納付金を支払います。その後、県は、市町村が必要な給付費をそれぞれの市町村に支払うことになりました。

県は、市町村が国民健康保険事業を運営するために必要な税を確保するための、標準保険税率を毎年市町村ごとに示し、それを参考にして市町村は税率を定めることになりました。今年の11月に、県が仮算定として示した標準保険税率は、昨年度示された税率より若干下がっていましたが、現在の本市の税率よりも高いものとなっています。

また、令和8年4月から「子ども・子育て支援金制度」が開始されます。国民健康保険税から医療分、後期分、介護分に加えて「子ども・子育て支援金分」が、国保加入者にも新たに国保税として負担いただくこととなっています。お手元にある参考資料の中でこども分と記載がある部分が「子ども・子育て支援金分」となっています。少子化対策のため、児童手当の拡充などの子育て施策の財源に充てられるもので国保加入者だけでなく、社会保険の方、後期高齢者医療制度に加入する全世代の方に負担いただくものとなっています。

では、資料裏面をご覧ください。「愛知県国民健康保険運営方針」についてです。

令和6年度からの、第3期愛知県国民健康保険運営方針では、「前年度決算において新たに赤字が発生した市町村は、国民健康保険が一会計年度を收支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいが、単年度での赤字の解消が困難な場合は、保険税を適切な水準に近づけていくことなどにより、赤字の計画的・段階的な解消に努める。なお、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進める」としています。

次は、「一般会計からの法定外繰入」についてです。

国民健康保険事業は、法律に基づき国民健康保険税、県からの交付金、基金からの繰入金、市の一般会計からの法定繰入金等を財源として運営しますが、国民健康保険特別会計で不足する場合には、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんすることとなり

ます。

先程述べましたように県の運営方針では、この法定外繰入金について、解消・削減するよう促しています。

次は、「一般会計からの法定外繰入」についてです。

国民健康保険事業は、法律に基づき国民健康保険税、県からの交付金、基金からの繰入金、市の一般会計からの法定繰入金等を財源として運営しますが、国民健康保険特別会計で不足する場合には、市の一般会計からの法定外繰入金で補てんすることとなります。

先程述べましたように県の運営方針では、この法定外繰入金について、解消・削減するよう促しています。

次に「保険税率の改正状況」についてです。

本市の国民健康保険税の改正状況につきましては、平成29年度に資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の3方式に変更しました。

平成30年度からは、県単位化により県から標準保険税率が示され、法定外繰入の削減をするために、それに近づける必要がありました。一度に近づけると、被保険者に急激な負担増となるため、7年間かけて標準保険税率に近付ける形での税率改正することとし、令和2年度まで実施して、令和3年度分については新型コロナウイルス感染症の影響等により税率改正せず据え置きました。

また、令和3年度のみよし市国民健康保険運営協議会答申を受け、令和4年度の標準保険税率が上昇したことに伴い計画を見直し、令和8年度まで段階的に税率改正していくこととしていましたが、令和5年度のみよし市国民健康保険運営協議会答申を受け、令和6年度の標準保険税率が上昇したことを加味し、税率の上昇幅を緩和するために、さらに2年間延長して、令和10年度までを目途に段階的に税率改正していくこととしました。令和6年度のみよし市国民健康保険運営協議会答申も令和5年度の答申と同様に、令和10年度までを目途に段階的に税率改正していくこととしました。

これらのことから、「保険税率見直しの留意点」としまして、国民健康保険税率の見直しにあたっては、被保険者の急激な負担増とならないように十分配慮するとともに、一般会計からの法定外繰入金の削減について、計画的に進めていく必要があります。

それでは、続いてA3参考資料をご覧ください。

1ページの1みよし市国民健康保険の現状につきましては、先ほどの資料でご説明した内容を表記しております。右上の表の4標準保険税率（仮算定・本算定）との、みよし市の税率比較の左の列の真ん中のR7年度標準保険税率⑤（本算定R7.1）と、その3つ下のR8年度標準保険税率⑥（仮算定R7.11）を比較すると、今年示されたR7年度標準保険税率⑥が昨年度⑤の数字より右側の計で見ると少し上がっていることがわかります。これは、「子ども・子育て支援金分」の賦課が令和8年度から開始されることの影響が大きく、「子ども・子育て支援金分」がなければ、昨年度示された標準保険税率とほぼ同じ税率となることが分かります。

2ページは当協議会の前回の答申の付帯意見です。4つの付帯意見の中の1、2が今回の税率を設定するまでの項目となります。

1つ目が、愛知県が示した標準保険税率を考慮し、被保険者の急激な負担増にならないように、計画的に一般会計からの法定外繰入れを削減できるような税率設定をすること。

2つ目が、国民健康保険税の課税限度額及び減額対象の所得について、引き続き国の定めた額とすることです。

これを踏まえながら、今回の見直しについて検討していただくわけですが、ここで大きなポイントとなるのが 次の3「基本的な考え方」の見直しのポイント3と4になります。

3つ目では、県の運営方針では、被保険者の保険税負担が短期間で著しく増加しないように配慮し、計画的に標準保険税率に近づけていく、法定外繰入れの段階的な解消・削減を進めていくこととしていること。

4つ目では、その運営方針を踏まえ、令和6年度の当協議会の答申で、令和10年度までを目途に標準保険税率に近付けていくこととしたことです。

事務局としましては、右の比較検討の詳細案にあります、3つの案を示させていただきたいと思います。

案1は、令和8年度の改正で県が示す標準保険税率と同程度とする案。

案2は、令和8年度と令和9年度に改正をし、令和9年までの2年で県が示す標準保険税率と同程度とする案。

案3は、昨年の答申があった令和10年度を目途に段階的に標準保険税率と同程度とする案です。

すべての案について言えることですが、県から示される標準保険税率は毎年見直されるため、その税率が大きく変わった場合は、この期間の延長・短縮も考慮し検討する必要が毎年度あると考えています。

3ページをご覧ください。

4 令和7年度 税率改正検討表です。先ほどの3つの案を具体的に説明していきます。

一番上の表が令和5年度から令和7年度までの税率比較です。表の中央の網掛け部分の計でみると、令和5年度から令和7年度では所得割が10.22%から11.45%で1.23ポイントの増、均等割が46,800円から51,200円で4,400円の増、平等割は31,000円から32,900円で1,900円の増となっています。

また、表の網掛け部分の計の右、①モデル世帯での年税額ですが、モデル世帯とは、今年度の平均的世帯を使用しており、所得割の算定基礎となる世帯の賦課基準所得150万円、被保険者2人世帯で1人は介護分が賦課されないという設定です。

モデル世帯の年税額は267,500円から296,100円で28,600円、11%程度の増となっております。

次の表は、県から今年11月に示された標準保険税率でそのまま積算した数値を掲載しています。モデル世帯での年税額をご確認いただいくと上の表と比較して大幅な増額になることが確認できると思います。

その下の表からは、事務局がお示しする3つの案について試算した表となっております。

案1では、令和8年度に税率改正をし、単年で標準保険税率と同水準にする場合の表です。

モデル世帯では、344,400円で16.3%の増、金額にすると48,300の増となります。財源不足分、いわゆる一般会計法定外繰入金が無くなり、約250万円の黒字となり法定外繰入金の削減は出来ますが、被保険者の急激な負担増となりこれも現実的に適応しがたい状況になります。

案2は、令和8年度と令和9年度に改正をし、令和9年までの

	<p>2年で県が示す標準保険税率と同程度とする案。</p> <p>モデル世帯では、令和8年度に322,800円で9%の増、金額にすると26,700円の増となります。早期の赤字削減に向けて改正していく案です。</p> <p>案3は、3年かけて標準税率と同程度にした場合で、令和6年度国民健康保険運営協議会答申に基づき、現行税率と標準保険税率との差を平成30年度から令和10年度までの11年間で均等に近付けていくものです。</p> <p>平成30年度から令和7年度までは既に改正をしているので、令和8年度以降、残り3回で標準税率に近付ける形での改正となります。</p> <p>令和8年度の改正で、計の部分ですが、所得割12.27%で0.82ポイント増、均等割53,700円で3,800円増、平等割は34,600円で1,700円の増となります。モデル世帯での年税額は315,800円で6.7%の増、金額にすると19,700円の増となります。</p> <p>一番下にある表は、参考として昨年度の内容を掲載しております。先ほどもご説明しましたが、標準保険税率が令和8年度の税率は令和7年度の税率より若干上がっているので、参考昨年度の表の令和8年度の網掛け部分の計の所得割・均等割・平等割の数字と案3の表の所得割・均等割・平等割の数字を比較すると案3の方が少し上がっており、昨年度の増加率より若干高くなっています。</p> <p>また、現時点で示されている標準保険税率は仮算定数値であり、本算定数値が1月に発表されるため、示された数値によっては負担額等が増減することが考えられます。数値が大幅に変わらなければ、次回の会議で提示させていただければと考えておりますのでよろしくお願ひします。</p> <p>4ページには過去の税率見直しの状況を示した表を添付しておりますので、参考にしていただければと思います。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
酒井会長	事務局から説明のありました件について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
鈴木委員	<p>資料の1 みよし市国民健康保険の現状の中で、被保険者数の推移は出ているが、国保世帯はどうか。国保世帯も減ってきているのか。</p> <p>次に、資料の4 令和8年度税率改正検討表の中で、令和8年度標準保険税率の仮算定の数字のことで、事務局案に示す数字が標準税率の仮算定の数字と差があるのはなぜか。世帯割や均等割等の端数処理の数字が切り上げ計算となっている理由を教えてほしい。</p>
沼崎副主幹	<p>当市の国保世帯数については、被保険者数と同じく減少傾向ですが、1人世帯が増えていますので、被保険者数の減に比べれば減少は緩やかです。</p> <p>事務局案に示す数字が端数の切り上げ計算になっている理由については、100円単位で設定とされています。事務局としても悩むところですが、切り下げ計算にしてしまうと、その分が赤字となってしまいますので、負担が増えるのは心苦しいですが、切り上げとさせていただきました。ただし、実際に国保税を</p>

	課税する上で、所得割や均等割、平等割等を全て合計し合算した上で計算した後の最後の端数は100円未満の数字は切捨て計算となっています。
酒井会長	その他、委員からご意見無ければ、参考に事務局の考え方をお聞きしたい。
沼崎副主幹	案1から案3からの事務局から提案させていただきました税については、昨年度に予定していた改定の税率より高いものとなっていますが、被保険者からの負担と赤字解消の削減を踏まえると税率を上げることは避けられないと考えています。あとは、過去の答申の経緯を踏まえてどのように税率を考えていくかを議論していただきたいと考えています。
酒井会長	この中で行くと、前回の答申を踏まえると一番緩やかな税率改正となる案3がいいかと思いますが、それを踏まえて委員の皆さんのお見はどうでしょうか。
酒井会長	特に意見や異議が無ければ、ここでお諮りしたいと思います。令和8年度みよし市国民健康保険税の税率についての改正（案）につきまして、 （案3）を承認し、税率の改正に係る期間を昨年度同様、令和10年までと変更しないことでご異議はありませんか。
委員	異議なし。
酒井会長	では当協議会では（案3）を承認し、税の改定計画について令和10年度までとすることと決定いたします。 なお、こちらの案につきましても、年明けの本算定結果によって税率が大きく変動する場合等は計画値を調整することとなりますのでご了承ください。 以上で本日の議事につきまして終了いたしました。委員の皆様には、長時間にわたる慎重審議を賜り、まことにありがとうございました。それでは、事務局にお返しします。
沼崎副主幹	3 報告事項について事務局より説明申し上げます。 今回、国保税率改正の見直し案について、ご審議、ご決定いただいた内容をもとに、今後、市長に提出します答申書を作成してまいりますが、1月中旬に愛知県より本算定での標準保険税率が示される予定ですので、それを踏まえて資料を作成し、ご審議いただいた結果とすり合わせて答申案を作成し、第3回目の運営協議会にて協議していただきたいと思います。 今後の法改正等の状況により次回の運営協議会において、必要事項についてご検討いただくこともありますので、ご承知おきください。 なお、次回の会議ですが、令和8年1月30日（金）午後1時30分から予定させていただきます。よろしくお願ひします。
井川保険健康課長	以上をもちまして「令和7年度第2回みよし市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。 一同、ご起立をお願いします。 「一同、礼」 ありがとうございました。